

## 第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年1月19日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 <sup>おおい</sup>25大井 <sup>かずし</sup>一司・<sup>かさい</sup>26笠井 <sup>かつみ</sup>克己・<sup>すずき</sup>27鈴木 <sup>てるまさ</sup>照正・<sup>たぐち</sup>28田口 <sup>よしのり</sup>慶則  
<sup>ほりかわ</sup>29堀川 <sup>ただしげ</sup>忠重・<sup>もろと</sup>30諸戸 <sup>よしあき</sup>善昭・<sup>たなか</sup>31田中 <sup>たけつぐ</sup>竹次・<sup>もりやま</sup>33守山 <sup>たかゆき</sup>孝之  
<sup>いけだ</sup>35池田 <sup>まさし</sup>昌司・<sup>もりた</sup>36森田 <sup>まさたか</sup>正孝・<sup>あかほり</sup>37赤堀 <sup>よしお</sup>嘉夫・<sup>なかがわ</sup>38中川 <sup>かずお</sup>和雄  
<sup>はぎの</sup>39萩野 <sup>ただし</sup>忠司・<sup>むかいだ</sup>40向田 <sup>ただみ</sup>忠美・<sup>かたおか</sup>42片岡 <sup>まさいく</sup>眞郁・<sup>わたなべ</sup>48渡邊 <sup>てるかず</sup>晃一

以上16名

欠席部会委員 <sup>はせがわ</sup>32長谷川 <sup>ひろし</sup>博

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 26番 <sup>かさい</sup>笠井 <sup>かつみ</sup>克己・37番 <sup>あかほり</sup>赤堀 <sup>よしお</sup>嘉夫

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(県許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 本日、欠席委員は長谷川委員<sup>はせがわ</sup>、1人でございますのでよろしくお願いいたします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。  
本日の議事録署名委員について、指名させていただきたいと思っております。  
26番 笠井委員<sup>かさい</sup>、37番 赤堀委員<sup>あかほり</sup>、ご両人よろしくお願いいたします。  
それでは、初めに会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第2号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。  
番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 木造町朽田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 291㎡、外1筆で、合計 2,230㎡。  
これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。  
4ページにかけて、ほかの2番から31番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。  
以上、件数は31件で、合計面積43,560.94㎡、その内訳は田が34,990㎡、畑が8,570.94㎡であります。  
5ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。  
番号1、地区 栗葉、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 森町加村垣内 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 347㎡、外6筆で、合計 7,698㎡、取得年月日 平成23年3月23日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号2、地区 久居、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 久居一色町本郷 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 254㎡、外6筆で、合計 5,872㎡、取得年月日 平成23年9月4日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号3、地区 榊原、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 榊原町霜田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 90㎡、外2筆で、合計 1,661㎡、取得年月日 平成22年3月24日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
番号4、地区 竹原、届出者 \_\_\_\_\_、届出地 美杉町竹原鳥首 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 16㎡、外3筆で、合計 3,470㎡、取得年月日 平成22年12月8日、取得事由 \_\_\_\_\_から相続、あっせん等の希望はございません。  
以上、件数は4件で、合計面積18,701㎡、内容は田14,201㎡、畑は3,579㎡、山林921㎡でございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事 務 局

7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（県許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,584㎡、申請地 白山町佐田垣外\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 588㎡、外3筆で、3,201㎡。

これにつきましては、受人は、高齢による労働力不足のため、長男であり農業後継者である受人で申請地を贈与しようとするものです。受人は新規就農でございますが、以前から実家の耕作を手伝っていることから、農業技術の取得については、特に問題ないものと思ひます。農業機械類については、実家に保管しておきます。農業をまじめに行ひ農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、件数は1件で3,201㎡、その内訳は田でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見を。お願ひします。

森田委員

36番 <sup>もりた</sup>森田です。去る1月12日午後から、事務局員2名と地元委員3名で現地確認をさせていただきました。場所につきましては、近鉄の\_\_\_\_\_の駅がござひます。それから、南北に亀山白山線という県道が通ってしまひて、駅から南向いて400メートルぐらい来たところに、\_\_\_\_\_がござひます。\_\_\_\_\_の道を挟んで東側に住居がござひまして、この4筆につきましては、その家を同心円で描きますと300メートル以内に4筆がござひまして、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますように、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。地元委員からご意見いただきましたが、皆さん方のご意見をお伺ひします。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮かりいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ござひませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については県に進達することを決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について（農業委員会許可・所有権移転）についてでございます。</p> <p>番号1、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町中ノ村大谷_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 9 2 3 m<sup>2</sup>、外3筆で、合計5, 6 6 3 m<sup>2</sup>。</p> <p>これにつきましては、平成23年3月16日付、津市農委指令第津—3許—132号で許可を行いました。受人の資金不足のため、許可取消願が提出されたものでございます。</p> <p>以上、件数が1件で5, 6 6 3 m<sup>2</sup>、その内訳は田でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p>
森田委員	<p>36番 <sup>もりた</sup>森田ですが、これ以前ですね、昨年に現地確認して許可した分でございますが、これ場所につきましては、国道165号線がございまして、____に入っていく信号がありまして、それから久居向いて300メートルぐらい行ったところの国道の南北に4筆ほどございまして、それにつきましては、許可の取消願が出たということでございますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。地元委員からご意見いただきましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号について、許可取消することを決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）についてでございます。</p>

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積 19,286㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,697㎡、申請地 久居北口町落合\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,523㎡。

これにつきましては、渡人は県外に居住しており、高齢による労働力不足で管理ができなくなったため、申請地を受人に譲渡しようとするものです。また、受人は所有耕地と隣接する申請地を取得し、経営拡大を図ろうとするものでございます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、面積 11,510㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,687㎡、申請地 戸木町北興\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 53㎡、外2筆、合計 191㎡。

これにつきましては、受人が所有する農地が、渡人の所有する農地に挟まれるところに位置していることから、親から申請地を贈与で受け、これを合筆し整理して管理するものです。

番号3、受人 \_\_\_\_\_、面積 8,360㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,360㎡、申請地 新家町山之神\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,817㎡。

これにつきましては、渡人は高齢による労働力不足のため、孫であり農業後継者である受人に申請地を贈与しようとするものです。

番号4、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,406㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,001㎡、申請地 久居元町前田\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,001㎡。

これにつきましては、渡人は高齢による労働力不足のため、申請地を受人である弟が贈与を受け、経営を拡大を図ろうとするものでございます。

番号5、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,129㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,132㎡、申請地 一志町井関上名倉\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,485㎡。

これにつきましては、渡人は高齢による労働力不足であり耕作が困難になっています。また、現在、受人が所有している田は川沿いのため、台風になると川の水が入り不作となる年があるなど、安定した収穫が得られないことから、自宅に近く作業効率のよい申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものでございます。

番号6、地区 波瀬、受人 \_\_\_\_\_、面積 25,436㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,523.3㎡、申請地 一志町波瀬宮之馬場\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 141㎡、外3筆で合計 340.3㎡。

これにつきましては、受人は申請地が自宅から近く、道路に面して作業効率がよいため、労働力不足で営農が困難になっている渡人により申請地を譲り受け、営農拡大を図ろうとするものでございます。

番号7、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 508㎡、申請地 美杉町八知山ノ垣内\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡、外2筆で合計 508㎡。

これにつきましては、渡人は遠方に転居して耕作が難しいため、新規就農を希望する受人に申請地を譲渡しようとするものであります。受人は新規就農ですが、以前に農地を所有していたこともあり、近所の親戚の耕作も手伝っていることから、農業技術の習得につきましては、特に問題はないものと思います。

以上、件数は7件で合計面積7,829.3㎡、その内訳は田が7,017㎡、畑が812.3㎡でございます。いずれの案件も農地法第3条第2項各号

には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から順番にお願いします。

鈴木委員 27番 <sup>すずき</sup>鈴木です。去る1月12日に、地元委員6名と事務局2名で現地確認を行ってまいりました。場所は165号線バイパスになるんですけど、そこに\_\_\_\_\_という\_\_\_\_\_があるんですけど、その北側大体約1キロのところですよ。沿いにある土地でございます。詳細につきましては、事務局のとおりでございますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。2番をお願いします。

大井委員 25番 <sup>おおい</sup>大井です。同じく12日の日に現地確認しました。場所は、久居戸木町地内にある\_\_\_\_\_の裏側の北側にあるんですけど、反対側に小さい川がいっぱいある、昔の苗場という、その一画で、詳細については事務局の説明どおりで、特に問題ないので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。3番をお願いします。

田口委員 28番 <sup>たぐち</sup>田口です。先日の12日の日に、地元委員6名と行きましたけど、圃場整備の掛かる所です、渡人が高齢ということで、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。4番をお願いします。

笠井委員 26番 <sup>かさい</sup>笠井です。先日、12日の日に、農業委員と事務局と現地確認をしてまいりました。場所は、久居駅からずっと松阪のほうへ向かっていく県道がございまして、その元町をずっと下って、しばらくしてから、ばら田が4枚ございまして、その4枚目の田なんです。現在は、キャベツが植まっていたけど、そこでございます。周囲も全部田でございますので、条件については問題がないということでございました。どうか皆さんご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。5番をお願いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中ですが、先日、1月の12日9時30分から、事務局2名と委員2名で現地確認を行いました。場所については、名松線の\_\_\_\_\_の近くというふうなことで、お子さんが今事務局から説明ありましてとおり、住まいをその地へつくりたいというふうなことで、申請がございまして、ひとつよろしくご審議をお願いしたいというふうに思います。  
以上です。

議長 ありがとうございます。6番をお願いします。

田中委員 31番 田中<sup>たなか</sup>ですが、この分につきましては、場所は波瀬から井生へ抜ける道がありまして、その通りの波瀬川のほうでというふうなことで、内容、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。7番お願ひします。

萩野委員 39番 萩野<sup>はぎの</sup>でございます。13日の日に、私と事務局の方と一緒に現地へ行かせていただきました。受人と渡人が同じ名字でございますけれども、兄貴さんが戦死しまして、あと引き継いでいるということらしいですので、何も問題はないと思います。どうかよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号について許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局、説明願ひます。

事務局 10ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 波瀬、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬庵ノ前 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 14㎡。

これにつきましては、申請地は県道バイパス道路の残地であり、面積が少なく作業効率が悪く、申請人所有の山林に隣接し、容易に管理できることから、杉の苗木を植林し山林として利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口砂留 \_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 161㎡。

これにつきましては、昭和42年ごろ、申請者の亡き父が当時住んでいた居宅が手狭になり、現在の住所地に転居した際、宅地になっていた部分が狭小であったため、申請地も含めて居宅を新築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口下ノンパク \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 50㎡。

これにつきましては、平成3年ごろ、道路拡幅により居住していた土地が買収され、申請地へ転居した際に、駐車場と倉庫に転用してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下多気、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気野登瀬\_\_\_\_番1、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 297㎡。

これにつきましては、申請者は自宅敷地が狭いため、資材置場並びに物置用地として申請地を使用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下之川、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川尾脇\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 2,069㎡、外5筆で、合計 5,921㎡。

これにつきましては、昭和56年、昭和61年、平成7年ごろ、当時の所有者である父の\_\_\_\_\_が、それまで続けていた水田と茶畑について、獣害と高齢化により作業が困難になってきたため植林したもので、平成20年に申請者が相続したときに農地であったため、始末書を添付し追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下之川片井張\_\_\_\_\_番、台帳地目 田・現況地目 山林、面積 904㎡、外2筆で、合計1,039㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ、申請地の周囲が山林化し日照不足で水源不足となったことから、申請者みずからも植林したものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で7,482㎡、その内訳は田が5,647㎡、畑が1,835㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 31番 <sup>たなか</sup>田中です。これも12日の日に一緒に確認をさせていただきました。場所につきましては、波瀬から井ノ口へ行く道路バイパスというふうなところの残地というふうなことでございます。細部につきましては、事務局の説明どおりということでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

池田委員 35番 <sup>いけだ</sup>池田です。2番、3番があるんですけど、一緒に説明させていただきます。12日の日に事務局2名と地元委員3名で午後から立ち会いをいたしました。場所につきましては、2番のほうにつきましては、\_\_\_\_\_から上のほうへ美杉のほうへ向かいまして1キロぐらい向こうの上の左側で道沿いにございます。畑と家と道ということで問題はございません。事務局の説明どおりですので、よろしく申し上げます。

3番につきましては、\_\_\_\_\_ということで、\_\_\_\_\_のどこから行きまして、

場所的には橋を超えて東のほうへ行った突き当たりのところで、道路側の端に建っております、事務局の説明どおりでございますので、ご審議のほうよろしく願います。

議長 ありがとうございます。4番、願います。

向田委員 40番 <sup>むかいだ</sup>向田です。本年もどうぞよろしく願います。  
議長、4、5、6ですか。  
先ほど説明ありました1月12日に会長以下7名で、確認していただきました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号を許可いたします。  
続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 11ページをお願いします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野北浦 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 154㎡、外2筆で合計 330㎡。

これにつきましては、受人がこれまで実家に共同で農業用機械を保管しておりましたが、自宅の隣である申請地を譲り受け、農業用倉庫を建設し、あわせて駐車場を整備しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町新沢田 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 374㎡。

これにつきましては、受人は夫とともに自宅にて清掃業を営んでおり、現在従業員は6名であります。申請地を譲り受け、事業用車両2台と従業員の自家用車3台を駐車するための駐車場を整備しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 倭、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町佐田垣外 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積 148㎡。

これにつきましては、申請人の亡き祖父が、昭和38年ごろより居宅の庭として利用していました。今回、母から贈与を受けるため整理をしたところ、農地であることがわかったため、始末書を添付し追認しようとするものです。農

地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八知、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知上廣口 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267㎡。

これにつきましては、譲渡人は遠方に住んでいるため耕作ができず、親戚に当たる受人が申請地を譲り受け、シイタケの原木や薪などの置き場として使用するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町八知上垣内 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 330㎡。

これにつきましては、昭和40年ごろ、申請地の周囲が植林され、日照不足で水利が不便なため、申請者みずからも植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町下多気漆 \_\_\_\_\_番、台帳地目 畑・現況地目 山林、面積 252㎡、外2筆で、合計506㎡。

これにつきましては、渡人は遠方に転居し、申請地の耕作が難しくなったため、昭和40年ごろに植林をしてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。渡人に申請地を山林のまま譲渡しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件で合計面積1,955㎡、その内訳は田374㎡、畑1,581㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

守山委員 33番 <sup>もりやま</sup>守山です。12日の日に事務局と委員で現地にて、譲受人の説明を受けました。この1番と2番と説明させていただきます。

まず、1番でございます。説明を受けました。場所は、\_\_\_\_の自治会の一番西側でございます。この譲受人の住居の真ん前の畑でございまして、そのうちの真南に当たります。詳細は事務局からの説明どおりであります。

それから、2番の件でございます。これも同じく現地調査を受けさしてもらって、譲受人の説明を受けました。田のところを駐車場にするということでございます。ここの\_\_\_\_さんという方、今言われたようにハウスクリーニング業を営んでおります。そのお家の真東側で、田は三角の田でございまして、ぐるり皆農道でございます。というふうなことで、問題はないと思いますので、ひとつよろしく。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

森田委員 36番 <sup>もりた</sup>森田です。去る1月12日午後から、事務局員2名、地元委員3名で、現地確認をさせていただきました。この方は、先ほどの第1号議案の方と同じ方で、渡人、受人とも\_\_\_\_さんということで、場所につきましては、先ほど言いましたように、\_\_\_\_の東側に県道が走っておりまして、その県道の東、

すなわち、\_\_\_\_\_のとい面にございまして、詳細については、事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますよう、よろしく申し上げます。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。4番お願いします。

萩野委員 39番 萩野でございます。4番、5番続けて。  
4番は、事務局説明のとおりでございます。5番もそのとおりでございます。  
5番につきましては、3号議案でもお世話になった方でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。6番お願いします。

向田委員 40番 向田です。事務局説明のとおりでございます。1月12日に担当者確認にさせていただきました。よろしくご審議を願います。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号を許可いたします。  
引き続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局より説明願います。

事 務 局 12ページをお願いいたします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番 号 1、地 区 川 上、借 り 人 \_\_\_\_\_、貸 し 人 \_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_、申請地 美杉町川上前ノ浦\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積 42㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を賃貸借し、道路工事を行うための資材・重機車両置き場として賃借しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で42㎡、この内訳は田でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元議員のご意見をお願いします。1番、お願いします。

赤堀委員 37番 赤堀<sup>あかほり</sup>です。1月の11日に担当者と現地確認をさせていただきました。場所的には、JR \_\_\_\_\_ から約6キロ行ったところで、俗にいう川上という場所のところでございます。これは、工事、先ほどあったように、道路工事に伴う、拡幅工事に伴う資材置き場ということで、时期的にも長期にわたらないし、近くには特にたくさん耕地があるわけじゃないんで、耕作するまでには工事も終わるといふふうなことで、特に問題はないと判断いたします。ひとつよろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号を許可いたします。  
続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町風早 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 115㎡。  
これにつきましては、申請人は美容師として独立するために、貸し人より申請地を使用貸借し、美容院を新築しようとするものです。また、平成20年10月ごろに駐車場として、既に整備してしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものです。  
番号2、地区 八ツ山、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町八対野辻堂前 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,486㎡のうち417㎡。  
これにつきましては、借り人である長男が結婚に伴い新居が必要になるため、渡人より申請地の使用貸借し、一般個人住宅を建設しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
以上、件数は2件で532㎡、この内訳は田でございます。  
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がございましたが、立ち会っていただきました地元議員のご意見をお聞きします。1番、願います。

堀川委員 29番 <sup>ほりかわ</sup>堀川です。現地立ち会い12日に行いました。現地は、県道久居河芸線、\_\_\_\_\_がありまして、久居河芸線沿いに。その久居側、大体100メートルから150メートルぐらいで河芸町よりでございまして、付近は随分と開発が進んでおるようなところがございます。内容については、今、事務局から説明いただいたとおりでございます。よろしく願います。

議長 2番、願います。

池田委員 35番 <sup>いけだ</sup>池田です。12日の日に地元委員3名と事務局2名とで、現地見てまいりました。場所的には国道165線を青山へ向いて、最終の信号のところから、左へ1キロぐらい行っていきますと、\_\_\_\_\_地区がございましたけど、そこのはたの右側へちょっと50メートルぐらい入ったところにお寺があるんですけど、寺のはたで道路と、それから排水のパイプ等全部整っているところで、田んぼの一部ですので、寺の同意もあります。事務局の説明どおり問題はないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いいたします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号を許可いたします。  
続きまして、議案第8号、非農地証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 14ページを願います。  
議案第8号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 波瀬、願出者 \_\_\_\_\_、願出地 一志町波瀬岩ノ谷\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 287㎡。

これにつきましては、申請地は昭和26年ごろに申請人の父が植林した杉が生育しております。杉の直径が30センチに達していることから20年を経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、植林等を行うことで、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

番号2、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町波瀬市場\_\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 304㎡。

これにつきましては、申請地は申請人の自宅敷地に隣接しており、昭和40年ごろに木造平屋建ての物置を建築し、庭及び車両の回転場所や住宅敷地の一部として利用しているものです。平成2年に国土地理院が撮影した空中写真撮影記録証明書が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年を経過していると判断されます。津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3

条第1項第2号の規定により、建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は2件で591㎡、この内訳は畑でございます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田中委員 31番<sup>たなか</sup>田中ですが、1、2続けてさせていただきます。これも1月11日の日に現地を確認をさせていただきました。内容につきましては、事務局の説明どおりでございますので、ひとつご審議をよろしくお願いいたします。  
以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いいたします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第8号について証明したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号を証明いたします。  
続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。

久居地区は新規21件、再設定7件、所有権移転1件、合計29件でございます。面積は田が48,680.7㎡、畑が5,063㎡、合計面積53,743.7㎡でございます。

一志地区は新規37件、再設定4件、所有権移転1件、合計42件でございます。面積は田が36,237㎡、畑が770㎡、合計面積37,007㎡でございます。

白山地区は新規5件、再設定4件、合計9件でございます。面積は田が20,582㎡、畑が1,088㎡、合計面積21,670㎡でございます。

美杉地区は新規6件、再設定1件、合計7件でございます。面積は田が11,323㎡、畑が1,080㎡、合計面積12,403㎡でございます。

合計件数87件、内訳といたしまして、新規69件、再設定16件、所有権移転2件でございます。合計面積、田 116,822.7㎡、畑 8,001㎡、総計面積124,823.7㎡でございます。このうち、認定農業者集積状況でございますが28件で、面積は61,141㎡でございます。これら

すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、何か皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第9号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

これをもちまして、第1回 第2農地部会を閉会します。

午後3時00分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年1月19日

議長

出席委員

出席委員